

障害年金をご存じですか？

▶ 障害年金とは

病気やけがで生活や仕事などが制限される場合に、現役世代のかたも含めて受け取ることができる年金です。

▶ 障害年金の種類

初診日(注1)に加入していた年金制度により「障害基礎年金」と「障害厚生年金」に分けられます。

▶ 相談・手続き窓口

初診日の年金加入状況によって相談窓口が異なります。

障害年金の種類	初診日の年金加入状況	相談・手続き窓口
障害基礎年金	・国民年金(第1号被保険者) ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり(注2) ・20歳前	春日部年金事務所または保険年金課
	・国民年金(第3号被保険者)	春日部年金事務所
障害厚生年金	・厚生年金(第2号被保険者)	春日部年金事務所(共済組合などに加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合など)

▶ 障害年金を受給するには

次の要件を満たすことが必要です。

【障害程度の要件】

障害認定日(注3)時点で法令に定める障害の状態にあること。

【保険料の納付要件】

①初診日の属する月の2か月前までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間の保険料が初診日の前日において納付または免除がされていること。

②①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の2か月前までの1年間に保険料の未納がないこと。

▶ その他

障害者手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳)と障害年金の等級は認定方法などが異なるため、障害者手帳をお持ちでないかたも障害年金に該当する場合があります。

また、障害者手帳をお持ちのかたでも、障害年金の等級には該当せず、受給できない場合があります。

障害認定日において法令に定められている障害等級に該当するかどうかは、医師にご相談ください。

(注1) 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

(注2) 老齢基礎年金を繰り上げて受給されているかたは対象外

(注3) 障害の原因となった病気やけがについて1年6か月を経過またはそれ以内に治った日(症状が固定した日)

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112
保険年金課国民年金担当



児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届の提出

8月上旬までに必要書類を郵送しますので、児童扶養手当現況届または特別児童扶養手当所得状況届を提出してください。

提出がない場合は、11月分以降の児童扶養手当及び8月分以降の特別児童扶養手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

受付日時 児童扶養手当 8月3日(月)～31日(月)
特別児童扶養手当 8月12日(水)～9月11日(金)
土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

夜間・休日受付 ①8月10日(月) 午後7時まで
②8月21日(金) 午後7時まで
③8月30日(日) 午前8時30分～正午

提出先・問合せ こども保育課こども給付担当